

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-8 保健衛生事業の取扱い	関係項目					
調整方針	1 成人検診事業については、新市において調整し、統一的に実施する。 2 母子保健事業については、新市において調整し、統一的に実施する。 3 救急医療対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	4 保健福祉センター施設の管理・運営については、現行のとおりとし、新市において状況をみながら随時調整する。					
現況						調整理由・課題	
1 成人検診事業						1【調整理由】 ・住民の基本的な健(検)診であるが、健(検)診の種類によって実施内容、対象者、個人負担金等、実施方法の詳細な点で各市町村に相違があること。また、健康教育・健康相談事業の基礎資料となるものであることなどから、統一に向けて調整する必要がある。 なお、「基本健康診査」及び「がん検診」については、健診の委託先及び年間スケジュール等の関係からすみやかに調整し、合併の翌年度から統一的に実施することとする。  【課題】 ・健(検)診の種類や内容、また、会場、委託医療機関の相違等により、住民の混乱を招かないよう統一調整が必要である。 ・実施場所については、現行どおり旧市町村の保健センターを利用できるよう調整が必要である。 ・個人負担金は、医療費が3割負担であることに準じて、費用の3割程度の設定が適当である。  * 具体的課題 ・「結核レントゲン検診」「肝炎ウイルス検査」は、法律に基づいて従来通り実施。 ・「乳房X線撮影検診」は、集団検診で実施が可能なので実施継続が望ましい。 ・「肺がん検診」は、レントゲン撮影と喀痰との二重読影により、高率で肺ガンが発見されており、実施継続が望ましい。 ・厚生労働省における「健康日本21」で推奨している健康寿命の延伸のための予防事業である、「もの忘れ検診・歯周疾患検診」等を今後の検診事業に追加する必要がある。 ・「骨粗密度検診」は従来通り実施。対象年齢は予防的観点から骨量が生理的に減少する閉経前まで(対象者：30～60歳女性)とするのかどうか検討が必要。	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村
(1)基本健康診査	基本健康診査 ・40歳～70歳 無料 [保健福祉センター・公民館等で実施] ・71歳以上 無料 [医療機関で実施]	基本健康診査 ・40歳以上 無料 [保健センター・公民館等で実施]	基本健康診査 ・35歳以上 無料 [保健センター・福祉センター・公民館等で実施]	基本健康診査 ・40歳～70歳 1000円 [保健センター・集会所等で実施] ・71歳以上 無料 [医療機関で実施]	基本健康診査 ・40歳以上 無料 [保健センター・地区公民館等で実施]		基本健康診査 ・40歳以上 無料 [保健センター・地区公民館等で実施]
	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健福祉センター・公民館等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・福祉センター・公民館等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・集会所等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]		結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]
	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健福祉センターで実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・福祉センター・公民館等で実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・集会所等で実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]		肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]
	健診結果説明会 ・病態別指導 年12回 [保健福祉センター、公民館で実施]		基本健診結果説明会 ・4日間実施 [保健センターで実施]				
	健康度評価事業 ・生活習慣行動の改善指導 年12回 ・介護予防(老人会対象) 年30回 [保健福祉センター・公民館等で実施]						
	経過観察健診 ・基本健診事後・要指導者 年1回 [保健福祉センターで実施]						
	身障者健診 ・基本健診・結核検診 年4回 [三愛会で実施]						
	健康診査の調査 ・受診対象者把握 全市民対象 毎年2月実施						

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-8 保健衛生事業の取扱い		関係項目					
現				況				調整理由・課題	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(2)がん検診	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 500円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健福祉センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 1,000円 (H16年度～) 〔保健センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 700円 〔保健センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 1,500円 〔保健センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 500円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 1,000円 〔保健センター等で実施〕	<p>・「婦人の健康づくり健診」は、従来どおり実施が望ましい。また、男性39歳以下の人への健康診断(個人負担有)実施についても検討の必要がある。</p> <p>・「腹部超音波検診」は、疾患の早期発見につながるため従来どおり実施したい。</p> <p>・小野上村のみ実施の「人間ドック」については、国民健康保険の保健事業への移行が望ましい。</p> <p>2【調整理由】 ・母子の健康維持、増進及び、子育て支援の促進を目的とする事業である。事業の種類や実施内容について各市町村に相違があるため、新市において統一を図る必要がある。</p> <p>【課題】 ・健診の実施対象月齢、実施方法、委託医師等の調整や対象者数に基づく実施会場の調整等は、変更による対象者の漏れのないよう、また、住民の混乱を招かないよう、十分な検討が必要である。</p> <p>3【調整理由】 ・救急医療対策事業及び夜間急患診療所については、現在渋川地区広域組合に加入する8市町村で負担金を出して実施しているが、事業については現行のとおりとし、負担金については一本化できる。</p> <p>【課題】 ・8市町村の内、榛東村・吉岡町の運営と負担金について、広域組合において検討する必要がある。</p>		
	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上 900円 ・70歳以上 無料 〔保健福祉センターで実施〕	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上 500円 (H16年度～) 〔保健センターで実施〕	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上の女性 700円 〔保健センターで実施〕	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上の女性 1,500円 〔保健センターで実施〕	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上の女性 500円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健センターで実施〕	乳甲状腺がん検診 ・30歳以上 1,000円 〔保健センター等で実施〕			
	胃がん検診 ・40～69歳 800円 ・70歳以上 無料 〔保健福祉センターで実施〕	胃がん検診 ・40歳以上 1,000円 (H16年度～) 〔保健センターで実施〕	胃がん検診 ・30歳以上 700円 〔保健センターで実施〕	胃がん検診 ・40歳以上 1,500円 〔保健センター・集会所等で実施〕	胃がん検診 ・40歳以上 500円 ・70歳以上 無料 〔保健センターで実施〕	胃がん検診 ・40歳以上 1,000円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センター・地区公民館で実施〕			
	大腸がん検診 ・40～69歳 1,100円 ・70歳以上 無料 〔医療機関で実施〕	大腸がん検診 ・40歳以上 500円 〔保健センターで実施〕	大腸がん検診 ・30歳以上 700円 〔保健センターで実施〕	大腸がん検診 ・40歳以上 1,500円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センターで実施〕	大腸がん検診 ・40歳以上 500円 ・70歳以上 無料 〔保健センターで実施〕	大腸がん検診 ・40歳以上 1,700円 〔保健センターで実施〕			
	前立腺がん検診 ・50～69歳の男性 300円 ・70歳以上の男性 無料 (基本健診と併せて実施) 〔保健福祉センターで実施〕	前立腺がん検診 ・50歳以上の男性 500円 (H16年度～) (基本健診と併せて実施) 〔保健センター・地区公民館等で実施〕	前立腺がん検診 ・40歳以上の男性 700円 〔保健センターで実施〕	前立腺がん検診 ・40歳以上の男性 1,000円 〔保健センターで実施〕	前立腺がん検診 ・50歳以上の男性 500円 ・70歳以上 無料 〔保健センターで実施〕	前立腺がん検診 ・50歳以上の男性 1,400円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センター・地区公民館で実施〕			
	乳房X線撮影併用乳がん検診 ・50歳以上の女性 600円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健福祉センター・公民館等で実施〕		乳房X線撮影検診 ・50歳以上の女性 700円 〔保健センターで実施〕						
	肺がん検診 (喀痰検診のみ) ・40歳以上 500円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センターで実施〕			肺がん検診 ・40歳以上 1,000円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センターで実施〕					

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-8 保健衛生事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題	
現				況					
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(3)その他検診	骨密度検診 ・30歳以上69歳以下の女性 2,240円 ・40・45・50・55・60歳の女性 1,000円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健福祉センターで実施〕	骨密度検診 ・19歳以上の男女 無料 2年に1度の検査 〔保健センターで実施〕	骨密度検診 ・30歳以上の女性 無料 〔保健センターで実施〕	骨密度検診 ・30・35・40・45・50歳の女性 1,500円 〔保健センターで実施〕	骨密度検診 ・35歳以上の女性 無料 〔保健センターで実施〕	骨密度検診 ・40.45..55.60歳の女性 1,000円 〔保健センターで実施〕	<p>4【調整理由】 ・地域の保健事業の拠点として現行のとおり設置、運営が望ましいが、今後の各種事業の実施方法により、センターの利用形態が変わってくる可能性もあり、新市において状況を見ながら調整していくこととする。</p> <p>【課題】 ・各市町村の保健センターは、各種健診、予防接種、健康教育、相談事業等保健福祉サービスの拠点であり、新市においてもその役割に変更は生じないとする。 しかし、施設も単独・併設等構造上の相違もあるので、新市における各種事業の実施方法により、施設の利用方法を変更することも考慮して、財政部局とも協議を行い、施設管理のローリング計画を策定する等、十分な調整が必要である。</p>		
		婦人の健康づくり健診 ・19～39歳の女性 無料 〔保健センター・地区公民館等で実施〕		婦人の健康診査 ・19歳～39歳の女性 1,000円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センター・集会所等で実施〕	婦人の健康づくり健診 ・19～39歳の女性 無料 〔保健センターで実施〕	婦人の健康づくり健診 ・19～39歳の女性 無料 (基本健診と併せて実施) 〔保健センターで実施〕			
	歯周疾患検診 ・40歳・50歳 1,000円 〔歯科医療機関で実施〕					歯周疾患検診 ・40歳・50歳 1,000円 〔歯科医療機関(H15年度)で実施〕			
				腹部超音波検診 ・40歳以上 2,000円 〔保健センターで実施〕	腹部超音波検診 ・35歳以上 3,000円 〔保健センターで実施〕	腹部超音波検診 ・40歳以上 3,300円 〔保健センターで実施〕			
				人間ドック ・30～69歳 3,000円 2年に1度の検査 〔保健センターで実施〕					

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-8 保健衛生事業の取扱い	関係項目					調整理由・課題
現		況					
2 母子保健事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
母子健(検)診等	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	
	母性歯科検診 歯科医師会に委託 妊娠中 1回 産後 1回						
	乳幼児健康診査 各年12回 ・3ヶ月健康診査 内科年12回 ・7ヶ月児健康相談 内科医、歯科医なし ・1歳児 歯科栄養相談 内科医、歯科医なし	乳幼児健康診査及び栄養 相談試食会 ・3・4/7・8/11・12ヶ月児 年6回	乳幼児健康診査 ・1歳未満児 年6回	乳幼児健康診査 ・3・4・11・12ヶ月児 内科 年6回	乳幼児健康診査 ・4・7・10ヶ月児 年12回	乳幼児健康診査 ・1・3・5・7・9・13ヶ月児 年12回	
	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年12回 ・2歳児 歯科 年12回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年3回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年2回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年4回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年4回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年4回	
	・3歳児 内科・歯科 各年12回 〔保健福祉センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年3回 〔保健センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年2回 〔保健センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年4回 〔保健センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年4回 〔保健センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年4回 〔保健センターで実施〕	
			フッ素塗布 ・1～6歳 年4回 ・7～12歳 年2回 〔保健センターで実施〕  フッ素洗口 ・7～12歳の希望者へフッ素洗口液を保健センターで配布 通年	母子歯科クリニック ・2歳児、2歳6か月児 年4回 〔保健センターで実施〕		フッ素塗布 ・回数 年4回 ・対象 1歳6ヶ月児～3歳児の希望者 〔保健センターで実施〕 フッ素洗口 ・幼児フッ素洗口モデル実施時 毎昼食後 対象者 4歳5歳児 〔保育園で実施〕	
	4・5歳児の尿検査 健康づくり財団へ委託			4・5歳児の尿検査 健康づくり財団へ委託			
	幼児精神発達精密健診			幼児精神発達精密健診			
						小児生活習慣病予防検診 ・回数 年3回 ・対象 5歳児・小学4年 中学2年の希望者(各1回) 〔保健センター、各学校で実施〕	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-8 保健衛生事業の取扱い		関係項目				
現				況				調整理由・課題
<b>3 救急医療対策事業</b>								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 437,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 47,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 30,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 108,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 113,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 95,000円 (14年度決算額)		
	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 3,462,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 394,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 261,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金(企画課対応) 935,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 976,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 821,000円 (14年度決算額)		
	・夜間急患診療所負担金 15,725,000円 (14年度決算額)	・夜間急患診療所負担金 1,023,000円 (14年度決算額)	・夜間急患診療所負担金 658,000円 (14年度決算額)	・夜間急患診療所負担金 2,612,000円 (14年度決算額) (企画課対応)	・夜間急患診療所負担金 3,235,000円 (14年度決算額)	・夜間急患診療所負担金 1,352,000円 (14年度決算額)		
<b>4 保健福祉センター管理事業</b>								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
	・渋川市保健福祉センター 市民の健康づくりの推進と福祉の向上を図る。	・伊香保町保健福祉センター 町民の健康と福祉の向上を図る。	・小野上村保健センター 村民の健康の保持増進を図る。	・子持村保健センター 村民の健康の保持増進を図る。	・赤城村保健センター 村民の健康の保持増進を図る。	・北橋村保健センター 村民の健康の保持増進を図る。		
	・管理費 18,823,103円 (14年度実績)	・保健センター管理費 5,097,876円 ・福祉センター管理費(3F) 3,350,898円 (14年度決算額)	・管理費 2,460,842円 (14年度決算額)	・管理費 5,993,119円 (14年度決算額)	・管理費 2,174,310円 (14年度決算額)	・管理費 1,956,315円 (14年度決算額)		

協議項目	24-8 保健衛生事業の取扱い	関係項目	調整理由・課題
現		況	
<p>【関係法令】</p> <p>老人保健法(抜粋) (保健事業の種類) 第12条 保健事業の種類は次のとおりとする。 (1) 健康手帳の交付 (2) 健康教育 (3) 健康相談 (4) 健康診査 (5) 医療(医療費の支給を含む。) (5)の2 入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む) (5)の3 特定療養費の支給(医療費の支給を含む) (5)の4 老人訪問看護療養費の支給 (5)の5 移送費の支給 (5)の6 高額医療費の支給 (6) 機能訓練 (7) 訪問指導 (8) 前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業</p> <p>(健康診査) 第16条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。 (医療等以外の保健事業の実施) 第20条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給(以下「医療等」という。)以外の保健事業を行う。</p> <p>結核予防法(抜粋) (定期の健康診断) 第4条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者(以下「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されてい</p>		<p>る者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 保健所長は、事業者(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。)又は学校若しくは施設(国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。)の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。</p> <p>3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。</p> <p>母子保健法(抜粋) (知識の普及) 第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。</p> <p>(保健指導) 第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>(新生児の訪問指導) 第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。</p> <p>(健康診査) 第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。 (1) 満1歳6ヶ月を超え満2歳に達しない幼児 (2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児</p> <p>第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p>	
6 先進地事例			
<p style="text-align: center;">山 県 市</p> <p>1 新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査(個別)、子宮がん検診(個別)、乳がん検診(個別)、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料教室については、新市において市域全体の事業として実施する。</p> <p>2 各種健(検)診の受診者個人負担金については、心分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。</p>	<p style="text-align: center;">さいたま市</p> <p>成人、母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後すみやかに再編する。</p>	<p style="text-align: center;">かほく市</p> <p>予防接種事業、母子保健事業及び成人保健事業については、現行のとおり実施する。ただし、実施内容等については、合併時までに調整する。</p>	
<p style="text-align: center;">篠 山 市</p> <p>予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。</p> <p>ただし、 (1) 健康診査(成人病)にかかる料金は、国基準単価に準拠する。 (2) 2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。 (3) 上記(1)及び(2)の検査等にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。</p>	<p style="text-align: center;">東かがわ市</p> <p>1 母子保健事業については、新市に移行後すみやかに調整を図ることとする。 2 老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額等については合併時に調整し統一を図る。 3 結核予防事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、検診等の委託先については合併時に調整する。 4 健康づくり事業については、次のとおり調整を図ることとする。 ・健康づくり推進協議会については、引田町の例により調整し、新市において組織を統一する。 ・女性の健康診査については、新市において、実施の方向で検討する。</p>	<p style="text-align: center;">さぬき市</p> <p>(1) 予防事業、保健事業、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり推進事業、若者健康診査、臨時雇用資金等は、保健福祉計画の策定に合わせ、関係機関等を交えた協議のうえ統一を図る。 (2) 在宅健康管理システム推進事業については、現行のとおりとし、新市において統一を図る。こみ集積所施設整備補助金交付事業は新市において統一して実施する。 (3) 骨粗鬆症疫学調査事業及びへき地診療所は、現行のとおりとする。 (4) 8020運動推進事業は、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施方法については、統一を図る。 (5)～(9)省略</p>	